平成２１年（フ）第４８号
兵庫県佐用郡佐用町下徳久1177番地１
債務者　田口　良一
１　決定年月日時　平成21年９月３日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２１年（フ）第８５２号
北九州市八幡東区槻田２丁目10番７号
債務者　中山　浩一
１　決定年月日時　平成21年９月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第８６６号
北九州市小倉南区徳力２丁目８番６―103号
債務者　京　　新生
１　決定年月日時　平成21年９月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第８６９号
北九州市小倉北区木町３丁目13番１―303号
債務者　前川きく子
１　決定年月日時　平成21年９月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第８７１号
北九州市小倉北区南丘２丁目15番５―1206号
債務者　藤木　智子
１　決定年月日時　平成21年９月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第８８８号
北九州市小倉北区宇佐町２丁目11番12―303号
債務者　中本　　昇
１　決定年月日時　平成21年９月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第８８９号
北九州市小倉北区上富野３丁目16番７号
債務者　中本　由佳（旧姓松本）
１　決定年月日時　平成21年９月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第８９０号
北九州市小倉南区南方３丁目20番10号中野ハウスＣ棟10号室
債務者　竹村　淳子
１　決定年月日時　平成21年９月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第９３３号
北九州市小倉北区東篠崎１丁目18番８号ダイ４ハルソウ103半情アパート
債務者　隅山　英治
１　決定年月日時　平成21年９月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月５日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１３６号
福島県須賀川市木之崎字蓑輪６番地122
債務者　関根　敏峰
１　決定年月日時　平成21年９月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第２２３号
福島県郡山市富田町字後久保45番地の４　サンハウス富田Ｂ―２号、住民票上の住所福島県二本松市東新殿字古谷43番地
債務者　三浦　マキ
１　決定年月日時　平成21年９月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第２５１号
福島県郡山市大槻町字漆棒27番地の３
債務者　磯部　勇也
１　決定年月日時　平成21年９月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第１７９０号
名古屋市北区清水５丁目19番18号　ヒラノマンション306号
債務者　村上　　正
１　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２１５２号
名古屋市千種区自由ケ丘２丁目12番１―401号　楠荘
債務者　一ノ瀬恒子
１　決定年月日時　平成21年９月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６９３号
神戸市垂水区塩屋町６丁目33番２号
債務者　岩木　典紀
１　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９８１号
兵庫県三木市別所町興治83番地
債務者　大西　幸弘
１　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１１００号
神戸市兵庫区新開地６丁目１－５フレール新開地209号、住民票上の住所京都府宇治市羽拍子町84番地ボーン宇治1202号
債務者　岡上　幸雄
１　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１１１７号
神戸市須磨区高倉台４丁目２番３―1002号
債務者　村田聖一郎
１　決定年月日時　平成21年９月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年11月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部